

ご利用料金の目安について

介護保険制度でのご利用料金の算定は、

- ・要介護度
- ・介護保険負担割合(通常1割負担か2割負担:一部3割負担の方あり)と

更に入所系サービスを利用ご利用の場合は、

- ・当施設が従来型(ご利用月の前6カ月の在宅復帰率が50%未満)か強化型(ご利用月の前6カ月の在宅復帰率が50%以上)の違い
- ・利用者の方の介護保険食費・居住費負担限度額段階の有無

によって異なります。

また、当施設でご希望される方にご提供する、付帯サービスの利用の有無も関係しますので、最終的に個々の方のご利用料金が異なります。

ここでは、あくまでも一例として、概算料金をお示しし、次のページから料金表を掲載いたします。

個々の方の具体的な金額につきましては、支援相談部までお問い合わせください。

ご利用料金の例(概算表示)

入所療養介護(1か月利用時)

当施設が在宅復帰強化型適用時※1で
負担限度額適用無し※2で

要介護度	負担割合	個室B利用	多床室利用
要介護3	1割負担	約255,000円	約130,000円
	2割負担	約310,000円	約180,000円

※1適用でない場合はひと月あたり2割負担の方で約5000円、1割負担の方で約2500円安くなります
※2負担限度額に該当される場合は、食費・居住費が減額されるので安くなります。

短期入所療養介護(1泊2日利用時)

当施設が在宅復帰強化型適用時※3で
負担限度額適用無し※4で

要介護度	負担割合	個室B利用	多床室利用
要介護3	1割負担	約17,000円	約8,300円
	2割負担	約19,730円	約11,200円

※3適用でない場合は1日あたり2割負担の方で約141円、1割負担の方で約78円安くなります。
※4負担限度額に該当される場合は、食費・居住費が減額されるので安くなります。

通所リハビリテーション(1日利用時)

要介護度	負担割合	日額
要介護3	1割負担	約2,500円
	2割負担	約4,200円

介護予防短期入所・介護予防通所リハビリテーションの料金につきましては上記と異なります。
詳しくは、当施設の支援相談員までお問い合わせください。

入所サービス利用料一覧表

介護老人保健施設 池袋えびすの郷
2017年 4月 1日現在

入所利用料(1日あたり)

部屋区分		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
従来	多床室	1割負担	838円	1割負担	890円	1割負担	956円	1割負担	1,012円	1割負担	1,070円
		2割負担	1,675円	2割負担	1,779円	2割負担	1,912円	2割負担	2,024円	2割負担	2,139円
	個室	1割負担	758円	1割負担	807円	1割負担	874円	1割負担	930円	1割負担	986円
		2割負担	1,516円	2割負担	1,614円	2割負担	1,747円	2割負担	1,860円	2割負担	1,971円
		↓		↓		↓		↓		↓	
適用強化型	多床室	1割負担	885円	1割負担	966円	1割負担	1,034円	1割負担	1,095円	1割負担	1,155円
		2割負担	1,770円	2割負担	1,932円	2割負担	2,067円	2割負担	2,189円	2割負担	2,309円
	個室	1割負担	799円	1割負担	877円	1割負担	944円	1割負担	1,005円	1割負担	1,065円
		2割負担	1,598円	2割負担	1,753円	2割負担	1,888円	2割負担	2,010円	2割負担	2,130円

注: 以下に示す金額で☆が表示されているものは、消費税課税対象項目で税8%が課税された金額です。

食費・居住費(※国が定める利用者負担限度額段階(1~3段階)に該当する利用者などの負担額)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費標準負担額	300円	390円	650円	1,950円☆
居住費(4人部屋)	負担なし	370円	370円	700円
居住費(個室)	490円	490円	1,310円	1,640円

加算利用料

初期加算	1割	33円	1日につき	入所日から30日以内の期間は、介護報酬の1割に33円を加算されます。
	2割	66円		
短期集中リハ実施加算	1割	262円	1日につき	入所後3ヶ月以内に短期集中リハビリテーションを実施した場合に加算します。
	2割	524円		
認知症短期集中リハ実施加算	1割	262円	1日につき (週に3日限度)	入所後3ヶ月以内に軽度認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的としてリハを実施した場合に加算されます。
	2割	524円		
若年性認知症入所者受入加算	1割	131円	1日につき	若年性認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合に加算されます。
	2割	262円		
夜勤職員配置加算	1割	27円	1日につき	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たすため加算されます。
	2割	53円		
サービス提供体制強化加算(I)イ	1割	20円	1日につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため加算されます。
	2割	40円		
外泊時費用	1割	395円	1日につき	居宅における外泊を認めた場合に1ヶ月に6日を限度に加算されます。
	2割	790円		
療養食(治療食)加算	1割	20円	1日につき	厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合に加算されます。
	2割	40円		
栄養マネジメント加算	1割	16円	1日につき	入所者の栄養状態を適切に管理し、栄養ケアマネジメントを実施しているため加算されます。
	2割	31円		

経口移行加算	一割	31円	1日につき (原則180日まで)	経管栄養の方を対象に、他職種により経口移行計画を作成し、経口からの摂取に移行する栄養管理を行った場合に加算されます。
	二割	62円		
経口維持加算Ⅰ	一割	436円	1月につき	著しい誤嚥が認められる方を対象に、他職種による経口維持計画を作成し、経口からの摂取のため栄養管理を行った場合に加算されます。
	二割	872円		
経口維持加算Ⅱ	一割	109円	1月につき	誤嚥が認められる方を対象に、他職種による経口維持計画を作成し、経口からの摂取のため栄養管理を行った場合に加算されます。
	二割	218円		
口腔衛生管理体制加算	一割	33円	1ヶ月につき	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算されます。
	二割	66円		
口腔衛生管理加算	一割	120円	1ヶ月につき	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対して口腔ケアを月4回以上行っている場合に加算されます。
	二割	240円		
緊急時治療管理加算	一割	557円	1日につき (1ヶ月に3日限度)	入所中に、緊急時の治療管理を行った場合に加算されます。
	二割	1,114円		
特定治療	やむを得ない事情により施設で行う医療行為に、診療報酬に準じて加算されます。			
所定疾患施設療養費	一割	333円	1ヶ月に 1回限り	肺炎・尿路感染症・带状疱疹について入所者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に1回連続7日を限度に加算されます。
	二割	665円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	一割	218円	1日につき (入所日から7日限度)	認知症で緊急に入所が必要と判断された者に対して、介護サービスを行った場合に加算されます。
	二割	436円		
入所前後訪問指導加算	一割	491円	入所中に1回限り	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。
	二割	981円		
退所前訪問指導加算	一割	502円	1回限り	入所中に施設職員の訪問指導を受けた際に加算されます。
	二割	1,003円		
退所後訪問指導加算	一割	502円	1回限り	退所後30日以内に施設職員の訪問指導を受けた際に加算されます。
	二割	1,003円		
退所時指導加算	一割	436円	退所時1回限り	入所期間が1ヶ月を超える方が退所され、居宅で生活される時に本人及びそのご家族等が施設職員に指導を受けた際に加算されます。
	二割	872円		
退所時情報提供加算	一割	545円	退所時1回限り	退所後に居宅で生活される方の退所後の主治の医師に対して診療状況を示す文書を添えて当該利用者を紹介した場合に退所日に加算されます。
	二割	1,090円		
退所前連携加算	一割	545円	退所時1回限り	退所される方に先立って、介護支援専門員と連携して退所後の在宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に加算されます。
	二割	1,090円		
訪問看護指示加算	一割	327円	退所時1回限り	退所後に訪問看護を受けられる方でそのための訪問看護指示書を施設の医師が交付した場合に加算されます。
	二割	654円		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	一割	30円	1日につき	厚生労働大臣が定める基準(在宅復帰率30%以上)を満たす時に加算されます。
	二割	59円		
地域連携診療計画情報提供加算	一割	327円	1回を限度に	保険医療機関を退院した入所者に対して、治療等を行うとともに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者の診療情報を文書により提供している場合に加算されます。
	二割	654円		
ターミナルケア加算 次に続く	一割	175円	死亡日以前4日 以上30日以内	厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者に対して加算されます。
	二割	349円		

(続き) ターミナルケア加算	一割	894円	死亡日の前日 及び前々日	厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者 に対して加算されます。
	二割	1,788円		
	一割	1,853円	死亡日	
	二割	3,706円		
介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	上記の利用料 等から算定さ れた自己負担 額の3.9%		1ヶ月につき	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の 賃金の改善等が実施されているため加算されます。

注: 以下に示す金額で☆が表示されているものは、消費税課税対象項目で税8%が課税された金額です。
その他の日常生活費、及びサービスの利用料

費目		金額	内容の説明	
日用品	タオルセット (バスタオル、 フェイスタオル)	2,468円☆	月額 利用者が個人として使用するタオル、バスタオル、 シャンプーなど、必要なセットを算定します。 ※ご料金は月途中での開始・終了は日割りで算定し ます。	
	入浴セット (リンスインシャンプー、 ボディソープ)	2,468円☆		
	男性セット (カミソリ、 シェービングフォーム)	3,085円☆		
私物洗濯サービス		6,075円☆	1月9ネットまで	施設に出入の業者との 直接契約となります。
		1,620円☆	10ネット目以上1ネット毎	
多床室テレビ貸出		3,090円☆	1ヶ月単位の料金です。月途中での使用開始、使用 終了は日額103円となります。	
特別な 室料	個室A(日額)	2,468円☆	各室の面積、室内トイレ等の有無により、室料の違 いがあります。	
	個室B(日額)	3,548円☆		
	個室C(日額)	4,088円☆		
	個室D(日額)	5,708円☆		
電気代(日額)		22円☆	電気毛布、酸素濃縮器など個別に電気製品などを 使用される時にご負担いただきます。	
理美容代(1回)		2,000円～☆	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた 方に実費として負担していただきます。	
クラブ活動費		添付別紙参照	利用者が行う教養娯楽のために要する実費として算 定されます。	
エンゼルケアに係る費用		5,000円☆	当施設でターミナルケアを受けられた場合と突然死 亡された場合、ご遺体の清拭や整容などのケアをい たしますので算定させていただきます。ケアを希望さ れない場合は、算定いたしませんので早めにお申し 出ください。	

文書料

文書名	料金
一般診断書	5,400円☆
健康診断書(他施設申込用等)	5,400円☆
死亡診断書(1通目)	8,640円☆
死亡診断書(2通目以降)	4,320円☆
入所証明書	5,400円☆

※ クラブ活動費は、ご利用される方が参加する内容を選択していただくことができます。
※ 上記金額はそれぞれの算定単位等を金額に直したものであり、実際の清算時には端数処理により
若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

クラブ活動参加費に関する説明書

① フロアで行うレクリエーション

クラブ活動	参加費	備考
書道クラブ	1回 200円	書道道具・半紙等料金含む
脳体操クラブ	1回 100円	1回あたりプリント5枚 材料費・筆記用具代含む
絵画クラブ	1回 100円	1回あたりプリント5枚 材料費・筆記用具代含む
工作クラブ	内容による	絵手紙・年度クラフト 等
おやつレクリエーション	実費	内容により金額が変動する
貼り絵クラブ	1作品 300円 ～	材料費含む(作品ごと) 内容により金額が変動する
手芸クラブ	1作品 300円 ～	材料費含む(作品ごと) 内容により金額が変動する

② 自立支援活動(ボランティアの方々によるレクリエーション活動)

クラブ活動	参加費	備考
茶道クラブ	1回 200円	お茶菓子付き
フラワーアレンジメント	1回 800円	作品は居室や食堂に飾ります
ビーズ手芸	1回 200円	アクセサリー等の製作
和紙工芸	1回 450円	和紙を使った作品の製作
組みひも	1回 200円	組みひもを使った作品制作

【注意事項】

- ・クラブ活動の回数や活動内容・金額は、都合により変動します。
- ・上記活動以外にも、新たな金銭のかかるクラブ活動を開始する場合がございます。
- ・外出や飲食に係る活動に関しては、事前に改めてご連絡いたします。

短期入所サービス利用料一覧表

介護老人保健施設 池袋えびすの郷
2017年4月1日現在

短期入所利用料(1日あたり)

部屋区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
従来	多床室	1割負担	898円	950円	1,016円	1,072円	1,130円
		2割負担	1,795円	1,899円	2,032円	2,143円	2,259円
	個室	1割負担	818円	867円	934円	990円	1,046円
		2割負担	1,635円	1,734円	1,867円	1,980円	2,091円
		↓	↓	↓	↓	↓	
適強 利用 時型	多床室	1割負担	945円	1,026円	1,094円	1,155円	1,215円
		2割負担	1,890円	2,052円	2,187円	2,309円	2,429円
	個室	1割負担	859円	937円	1,004円	1,065円	1,125円
		2割負担	1,718円	1,873円	2,008円	2,130円	2,250円

注：以下に示す金額で☆が表示されているものは、消費税課税対象項目で税8%が課税された金額です。

食費・居住費(※国が定める利用者負担限度額段階(1~3段階)に該当する利用者などの負担額)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費標準負担額	300円	390円	650円	1,950円☆
滞在費(4人部屋)	負担なし	370円	370円	700円
滞在費(個室)	490円	490円	1,310円	1,640円

加算利用料

送迎加算	一割	201円	片道につき	送迎をご希望の場合、片道につき1回当たりの利用料金として加算されます。範囲については往復30分程度の距離とします。
	三割	402円		
夜勤職員配置加算	一割	27円	1日につき	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たすため加算されます。
	三割	53円		
サービス提供体制強化加算(I)イ	一割	20円	1日につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため加算されます。
	三割	40円		
個別リハビリテーション実施加算	一割	262円	1日につき	利用期間中に個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
	三割	524円		
若年性認知症入所者受入加算	一割	66円	1日につき	若年性認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合に加算されます。
	三割	131円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	一割	218円	1日につき (入所日から7日限度)	認知症で緊急に入所が必要と判断された者に対して、介護サービスを行った場合に加算されます。
	三割	436円		
療養食(治療食)加算	一割	26円	1日につき	厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合に加算されます。
	三割	51円		
重度療養管理加算	一割	131円	1日につき	厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理のもと、介護を行った場合に加算されます。
	三割	262円		
緊急時治療管理加算	一割	557円	1日につき (1ヶ月に3日限度)	入所中に、緊急時の治療管理を行った場合に加算されます。
	三割	1,114円		

短期入所サービス利用料
池袋えびすの郷

特定治療	やむを得ない事情により施設で行う医療行為に、診療報酬に準じて加算されます。		
介護職員処遇改善加算 (I)	上記の利用料等から算定された自己負担額の3.9%	1ヶ月につき	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金の改善等が実施されているため加算されます。

その他の日常生活費、及びサービスの利用料

注：以下に示す金額で☆が表示されているものは、消費税課税対象項目で税8%が課税された金額です。

費目		金額	内容の説明
特別な室料	個室A(日額)	2,468円☆	各室の面積、室内トイレ等の有無により、室料の違いがあります。
	個室B(日額)	3,548円☆	
	個室C(日額)	4,088円☆	
	個室D(日額)	5,708円☆	
多床室テレビ貸出(日額)		103円☆	多床室をご利用でテレビの設置をご希望された場合、算定させていただきます。
電気代(日額)		22円☆	電気毛布、酸素濃縮器など個別に電気製品などを使用される時にご負担いただきます。
理美容代		2,000円～☆	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた方に実費として負担していただきます。
クラブ活動費		都度実費	利用者が行う教養娯楽のために要する実費として算定されます。

※ なお、お洗濯につきましては、当施設では原則、ご家族関係者様にてお願いいたしております。特別なご事情のおありの方は、ご相談ください。

※ クラブ活動費は、ご利用される方が参加する内容を選択していただくことができます。

※ 上記金額はそれぞれの算定単位等を金額に直したものであり、実際の清算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

通所リハビリテーション 利用料一覧表

介護老人保健施設 池袋えびすの郷

通所リハビリ利用料 (1日あたり)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設サービス費	1割	806円	972円	1,135円	1,303円	1,467円
	2割	1,612円	1,943円	2,269円	2,605円	2,933円
食費		670円 (おやつ代を含む)				
合計金額	1割	1,476円	1,642円	1,805円	1,973円	2,137円
	2割	2,282円	2,613円	2,939円	3,275円	3,603円

加算利用料

入浴介助加算	1割	56円	1回につき	当該基準による入浴介助を行った場合に算定されます。
	2割	111円		
中重度ケア体制加算	1割	23円	1回につき	厚生大臣が定める看護職員を含む職員配置基準を満たし、また利用者数のうちに占める要介護3以上の利用者の割合が基準を満たす場合算定されます。
	2割	45円		
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	1割	256円	1月につき	利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成し、理学療法士等がリハビリテーションを実施しているとともに、従業者が居宅サービス事業所に係る従業者に対しリハビリテーションの観点から日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報の伝達を行っている場合に加算されます。 また、新規に利用を開始された利用者に対して通所開始日から起算して1月以内に当該利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行っている場合にも加算されます。
	2割	511円		
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	1割	1,133円 (6ヶ月まで) 777円 (6ヵ月以上)	1月につき	上記加算Ⅰ要件に加え、リハビリテーション会議を開催し、その内容を記録し、通所リハビリテーション計画については医師が利用者の同意を得、期間内の会議で利用者の状態の変化に応じ、計画を見直している場合算定されます。 通所リハビリテーション計画の作成にあたって6ヵ月以内の場合にあってはひと月に1回以上、6ヵ月を超えた場合にあっては3ヵ月に1回以上リハビリテーション会議を開催し利用者の変化に応じ通所リハビリテーション計画を見直していること。
	2割	2,265円 (6ヵ月まで) 1,554円 (6ヵ月以上)		
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1割	123円	1回につき	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等がその退院・退所日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを個別に行った場合に算定されます。
	2割	245円		
認知症短期集中リハビリテーション	1割	267円	1回につき (週2回まで)	認知症であると医師が判断した方であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方

実施加算 I	2割	533円	(3ヵ月限度)	に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等がその退院・退所日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを個別に行った場合に算定されます。
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算 II	1割	2,132円	1月につき (4回以上) (3ヵ月限度)	上記加算 I 要件のうち、3月以内の期間に月4回以上リハビリテーションを実施し、その内容の実施頻度、実施場所、及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成した場合に算定されます。
	2割	4,263円		
若年性認知症利用者 受入加算	1割	67円	1回につき	若年性認知症の利用者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定されます。
	2割	134円		
栄養改善加算	1割	167円	月2回限度 (原則3ヵ月)	低栄養状態にある方又はそのおそれのある方に対し、当該利用者の低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる場合に算定されます。 (栄養改善サービス) *原則、3ヵ月間が限度ですが、引き続き行う必要があると認められる場合は、継続して算定が可能です。
	2割	333円		
口腔機能向上加算	1割	167円	月2回限度 (原則3ヵ月)	口腔機能が低下している方又はそのおそれのある方に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められる場合に算定されます。(口腔機能向上サービス) *原則、3ヶ月間が限度ですが、引き続き行う必要があると認められる場合は、継続して算定が可能です。
	2割	333円		
重度療養管理加算	1割	111円	1回につき	要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の方で、別に厚生労働大臣が認める状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理のもとリハビリを行った場合に算定されます。 (注) 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は以下のとおりです。 イ：常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ：呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ：中心静脈注射を実施している状態 ニ：人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ：重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ：膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト：経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ：褥瘡に対する治療を実施している状態 リ：気管切開が行われている状態
	2割	222円		
サービス提供体制 強化加算 (I) イ	1割	20円	1回につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため算定されます。
	2割	40円		

介護職員処遇改善加算 (I)		各自負担	1月につき	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金等の改善等が実施されているため加算されます。 ※上記の利用料等から算定された自己負担額の4.7%になります。
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	1割	2,200円 (3ヵ月まで) 777円 (3ヵ月以上 6ヵ月以内)	1月につき	厚生労働大臣が定める基準に適合し、生活行為の内容の充実を図るための目標及び目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を、リハビリテーション実施計画に定めて利用者に対してリハビリテーションを計画的に行った場合に算定されます。 この加算を算定し、リハビリテーション実施計画で定めた期間を過ぎて通所リハビリテーションを利用する場合6ヵ月以内は一日につき15/100に相当する単位数が減算されます。
	2割	4,440円 (3ヵ月まで) 2,220円 (3ヵ月以上 6ヵ月以内)		
社会参加支援加算	1割	14円	1回につき	評価対象期間において通所リハビリテーション終了者のうち、通所介護・認知症対応型通所介護等社会参加に資する取り組みを実施した割合が基準を満たした場合算定されます。
	2割	27円		
個別リハビリテーション 実施加算				基本報酬への包括化、統合されたため削除となります。
訪問指導等加算				リハビリテーションマネジメント実施加算に統合されたため削除となります。
送迎減算	1割	-52円	片道につき	事業者が送迎を実施していない場合(利用者自ら通う場合、家族が送迎を行う場合)は減算の対象となります。
	2割	-104円		

その他のサービス利用料

費目	金額	内容の説明
クラブ活動費	適時実費	利用者が行う書道、手芸、脳クラブ等のクラブ活動を行うために要する実費として算定します。
理美容代	2,000円～	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた方に実費として算定します。
リハビリパンツ・パット代	実費	リハビリパンツ・パット代は実費として負担していただきます。(廃棄代を含む)

※クラブ活動費は、ご利用される方が選択することができます。

※上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

クラブ活動 参加費一覧

クラブ名	活動名	参加費	備考
元気！脳クラブ	元気！脳クラブ	100 円/回	鉛筆などの材料費を含む
絵画クラブ	カレンダー製作	150 円/1 作品	色鉛筆などの材料費を含む
	季節のぬりえ	150 円/1 作品	色鉛筆などの材料費を含む
生活クラブ	季節作品製作等	100 円~/1 作品	諸々の材料費を含む
書道クラブ	書道	500 円/回	書道道具・半紙・見本代を含む
手芸クラブ 創作クラブ	メタリックヤーン	1300 円~/1 作品	作品により金額は変動します。 【一例】 ・ネット1枚 400 円 ・ヤーン糸1玉 750 円 ・針 1本 100 円 ・ソフトヤーン 350 円 ・その他雑費あり
	ビーズクラフト	500 円~/1 作品	作品により金額は変動します。
	消しゴムはんこ	150 円~/1 作品	作品により金額は変動します。

※消費税などにより価格が変動する場合はそれに応じて費用も変わりますのでご理解下さい。

※作品により高額になる場合には、その都度ご案内をいたします。

※クラブ活動費の参考費用ですので、変更する場合があります。ご了承ください。

医療法人社団 日成会 池袋えびすの郷 通所リハビリテーション

〒170-0011 東京都豊島区池袋本町 2-34-1

☎03-3980-0165